

大和市告示第150号

各種援護事業に係る社会福祉団体事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年10月19日

大和市長 大 木 哲

各種援護事業に係る社会福祉団体事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

各種援護事業に係る社会福祉団体事業補助金交付要綱（平成20年大和市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「戦争等による犠牲者」を「戦没者の遺族」に改める。

第3条中「次に掲げるもの」を「大和市戦没者遺族会」に改め、同条各号を削る。

第4条中「、補助率等は」を「及び補助率等は、」に、「なお」を「この場合において」に改

め、同条の表補助対象事業の欄中

大和市戦没者遺族会運営 事業	を	大和市戦没者遺族会運営 事業
大和被爆者の会運営事業		

に改め、同表補助要件の欄第1項中「戦争被害者又はその」を「戦没者の」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。